

原 告

外五二名

被 告 国

一九九七年六月一二日

原告ら訴訟代理人

弁護士 喜田村洋一

同 林 陽 子

同 二 関 辰 郎

同 古 田 啓 昌

同 同 梅 津
近 藤 健 太 立

東京地方裁判所

民事第二部 御中

準 備 書 面（原告第一）

一、被告は平成九年六月一二日付け準備書面（一）において、在外選挙制度を設けるかどうか、設けるとして具体的にどのような制度とするかについては憲法四七条の問題であり、本件は「立法の内容が憲法の一義的文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというとき、容易に想定し難いような例外的な場合」に当たらないと主張（右準備書面一三〇一四頁参照）している。

ところで、被告は、右議論の前提となる「在外選挙制度」を、「在外邦人の選挙

権の行使を容易にする制度」と勝手に定義し（前同一三頁）、そのうえで、「憲法やB規約には、在外選挙制度の設置を積極的に命ずる明文の規定は存在しない」（前同一五頁）と主張している。

しかし、原告らが求めているのは、「在外邦人の選挙権の行使を容易にする制度」ではなく、「在外邦人が選挙権を行使できる制度」である。被告も認めるところ、年齢満二〇歳以上の日本国民は国政選挙に関する選挙権を有するが、選挙人名簿に登録されない在外邦人は選挙権を行使することができない（前同一〇～一二頁参照）。すなわち、在外邦人は、選挙権を行使しようとしてもこれを行使できないのであって、「行使を容易にする」かどうかの問題ではないのである。

したがって、被告の前記立論は、すべてその前提を誤るものである。

二、ある法律が憲法に（あるいは、憲法の一義的文言に）違反しているか否かの検討にあたっては、法律の条文を憲法と比較するだけでは不可能であり、当該法律の目的及び効果が憲法に適合するか否かを検討すべきである。

ところで、現行公職選挙法の規定が在外邦人の選挙権の行使に与える効果については原告らが訴状で指摘したところであり、被告もこの点は争わないところである

（前同一〇～一二頁参照）。このような状態が憲法の basic concept に反するものであると共に、憲法一四条及び四四条に違反する可能性が高いことは明らかである。

そして、被告は同法が憲法に違反しないという立場をとっているものと解されるが、被告が同法を合憲であると主張する根拠は、前記の準備書面（一）では明らかにされていない。効果において憲法適合性が疑わしい法律が合憲と判断される可能性が仮にあるとすれば、当該法律の目的が合憲である場合だけである。しかるに、被告は、在外邦人に選挙権を行使させない現行公職選挙法の目的について何ら主張するところがない。

したがって、原告らは、今後の審理を充実させるため、被告に対し、以下の点を明らかにするよう求める。

- 1 公職選挙法が、一九九六年一〇月二〇日現在、在外邦人に国政選挙における選挙権を行使させない規定を設けていた目的は何か。
- 2 被告は、在外邦人に国政選挙における選挙権を行使させるため、現行の公職選挙法を改正する意思を有しているか。